

問 この二年間の入札結果をパソコンに入れて分析してみた。いつも同じ名前の会社が繰り返し出てくる。八回も落札する会社がある一方、落札はおろか一回も入札にも応募できない会社があるのは問題ではないか。

答 副市長 市内の業者数は、土木六十九社、建築四十社が市に申請しています。指名競争入札件数は一〇三件で、実指名業者は五十九社となっています。結果的には、多く指名されている業者と少ない業者が出てくることは否定しませんが、「条件付き一般競争入札」の拡充を進めていきます。

問 真壁伝承館、岩瀬駅跨線橋、駅舎橋上化、給食センターと「プロポーザル方式(提案型)の設計」が続いている。使い勝手、費用からみて問題がある。この方式を採用する理由は何か。

答 市長公室長 技術的に高度または個性が要求される業務を委託する場合、最も適した業者を選



菊池伸浩 議員

入札の偏り・プロポーザル入札方式について

定する方法です。

南飯田地区の通学路のダンプロ規制はできないのか

問 南飯田の住民から、登校中だけでなくダンプロカーの通行規制ができないかとの声が出ている。

答 市民生活部長 この五〇〇メートル区間だけ大型規制がかかっています。歩道がなく、狭い所があります。土木事務所・警察署とも相談して安全対策を進めます。



南飯田地区内の通学路

問 基本設計が、選定委員六名の投票で決定した。二次選考で、過半数の四票で第一位となったJR東日本建築設計(株)がなぜ次点なのか。

答 市長公室長 JR設計が四票、次点が二社で三票と僅差でした。選定委員が協議し、再投票を行った結果、パシフィックコンサルタンツ(株)が四票で最優秀賞、JRが優秀賞になりました。

問 六人で決めるのだから僅差は当然。なぜ、二回目の投票をする必要があるのか。

答 副市長 担当部は採決、審査に加わっていない中で、委員全員の合議で決まりました。

問 教育長が、選考委員の一人だが、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』では、業者の選考は市長の管轄であり、教育長が関わることは法律違反ではないのか。

答 教育長 私は、建築関係に知識を持っていきますので、審



林悦子 議員

岩瀬駅舎、及び自由通路整備は



岩瀬駅

問 岩瀬駅舎、及び自由通路整備は、調査委員会を受けています。市長 適切であると判断させていただきました。

まとめ 知識があるからといって、教育長がお金や業者と深く関わることは慎むべき。今回、教育長が予算の執行である選考、しかも管轄外の駅の業者選考に加わったことは問題。法律では、このような義務違反、非行に該当すれば、罷免、解職となる。役所の組織にとって、由々しきことではないか。

懲罰動議について

…賛成・反対同数のため、議長裁決で可決…

この内容は 文教厚生常任委員会が二泊三日で実施した研修において、当日の集合時間に姿を見せず、同日午後二時に本人から随員職員に電話があるまでまったく連絡がとれず、この間対応に苦慮し混乱しました。

その後、研修期間中も本人からの連絡を待ちましたが、何の説明も謝罪もありませんでした。小高議員においては遅刻・欠席が目立ち、昨年十二月定例議会では無断欠席のため、本会議で議長から「本人に注意する」旨の報告があったところです。たとえ研修であっても、経費の支出を伴う議員活動であり、これを軽視し関係各位を翻弄する行為は他の議員に対する侮辱であり、厳に戒められるべきであるという理由から懲罰動議が提出されました。

付託委員会の審査結果 付託された懲罰特別委員会では、六月十二日(十四日までの本定例会中「出席停止」が妥当であると賛成多数で決定しました。

本会議の審議では 本会議に諮り、賛成・反対同数のため議長裁決で可決されました。

主な質疑

問 議員必携には、「ただ理由なくして欠席したからといって、懲罰を発議することはできない」と書いてある。今回の無断欠席は悪いとは思いますが、懲罰にけることではないと考えるが。

答 提案した内容で、よろしく願います。

問 小高議員は謝りに来たのか。

答 研修から帰ってきた当日は来ませんでした。翌日になって謝りに来ました。

問 「午後二時に本人から随員職員に電話があるまで連絡がとれなかった」と書いてあるが、何の電話だったのか。

答 これから出席したいという電話です。

答 今からでは、夜八時半到着となる。翌日は朝一番で帰る予定なので、研修はできないだろうと判断しました。

懲罰動議に対する反対討論

● 今回の事象については、私も社会人の通念として望ましくない、まずいことだと思っている。この問題と懲罰を与えるかどうか、特に出席停止を三日間もするという、議員の一番の表決権を奪ってしまう形の懲罰は好ましくない。議員必携で述べているのは、議員が正当な理由もなく応招しなかったり、正当な理由がなく欠席をして、議長が招状を発しても、出席しない場

合である。正式な手続を踏まないと議会としては、まじいと思う。陳謝か戒告で済む処罰なら私は反対しないが、出席停止は幾ら何でもやり過ぎだと思う。私たちは同等の議員だから、ほかの議員のことまで縛ることをそう簡単に考えてしまふのはまずい。今回の出席停止三日間(六月十二日から十四日)については断固反対する。

懲罰動議に対する賛成討論

● なぜ今回この出席停止になったかというと、まず公費出張研修であるということがある。それから今までのことと、十二月議会のこともある中で、今回これが懲罰に該当しなかったら、今後議会は学級崩壊のような状況になり、だれのこととがめられなくなっ

てしまうだろう。表決権というのは議員の持っている一番の権利だが、本人みずから出席する権利を放棄したわけである。今朝いらしたが、議会にも出ず、弁明の機会を持つと思っただけで、これでは弁明をさせてあげることができず、結局本人がいなければ陳謝も、

戒告もまったく無意味になる。これが出席停止になった一番の原因である。今後、議員として市民の皆様に対する責任の重さ、それから規律を守るために苦渋の選択ではあるが、この懲罰に賛成する。